

**(令和9年度)重点医師偏在対策支援区域における経済的インセンティブ事業
(1)診療所の承継・開業支援事業**

1 事業の目的

今後も一定の定住人口が見込まれるものの、必要な医師を確保できず、人口減少よりも医療機関の減少のスピードの方が早い地域などを重点医師偏在対策支援区域（以下「支援区域」という。）と設定した上で、支援区域において診療所を承継又は開業する場合に、当該診療所に対して、施設整備、設備整備、一定期間の地域への定着支援を行うことにより、地域の医療提供体制を確保することを目的とする。

2 事業内容

県が設定する支援区域において、承継又は開業する診療所の施設・設備及び地域への定着に対する支援を行う。

(1) 補助対象

支援区域において、承継・開業をした、もしくは承継・開業が見込まれる診療所（保険診療を主とする）

①施設整備事業

診療所の運営に必要な診療部門等の整備に対する支援を行う。

②設備整備事業

診療所の運営に必要な医療機器の整備に対する支援を行う。

③地域への定着支援事業

診療所を承継・開業する場合に、一定期間（承継又は開業した日から最大3年）の地域への定着支援を行う。

(2) 支援区域

① 高梁・新見、真庭保健医療圏（高梁市、新見市、真庭市、新庄村）

② 津山・英田保健医療圏（津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、久米南町、美咲町）

※・事業については、予算の範囲内で、①～②の順に優先的に実施する。

・上記に記載の支援区域は令和8年度選定分であり、令和9年度事業実施の際に支援区域が変更となる可能性がある。

(3) 補助の対象となる時期

事業名	補助対象時期
①施設整備事業	令和7年11月11日以降に支援区域内で承継・開業をする診療所で、令和9年4月1日以降、 <u>県からの内示後に事業着手する診療所</u>
②設備整備事業	令和7年11月11日以降に支援区域内で承継・開業をする診療所で、令和9年4月1日以降、 <u>県からの内示後に事業着手する診療所</u>
③地域への定着支援事業	支援区域内で令和6年12月17日（令和6年度国補正予算成立日）以降に承継・開業した（する予定の）診療所の令和9年4月1日又は診療開始予定日のいずれか遅い日以降に発生する予定の運営費

※承継・開業の時点については、令和 9 年度事業実施に際し、国が定める要綱により変更となる可能性がある。

4 補助対象経費及び補助率（申請は（１）～（３）いずれかのみでも可）

（１）施設整備事業

補助対象	1 m ² 当たり単価	補助率
診療所として必要な次の各部門の新築、増築、改築及び改修に要する工事費又は工事請負費及び買収に要する経費 ○診療部門の整備費（上限面積） ・無床診療所の場合：160 m ² ・有床診療所の場合（5 床以下）：240 m ² ・有床診療所の場合（6 床以上）：760 m ² ○診療部門と一体となった医師・看護師住宅の整備費（上限面積） ・医師住宅：80 m ² ・看護師住宅：80 m ²	鉄筋コンクリート：558,000 円 ブ ロ ッ ク：444,000 円 木 造：362,000 円	1/2

（２）設備整備事業

補助対象	1 か所当たり基準額（上限）	補助率
○診療所として必要な医療機器購入費	16,500,000 円	1/2

（３）地域への定着支援事業

補助対象	1 か所当たり基準額（上限）	補助率
○診療所の運営に必要な次に掲げる経費 ・職員基本給 ・職員諸手当 ・非常勤職員手当 ・報償費 ・旅費 ・備品費（単価 50 万円未満に限る。） ・消耗品費 ・材料費 ・印刷製本費 ・通信運搬費 ・光熱水料 ・借料及び損料 ・社会保険料 ・雑役務費 ・委託費	（１） ①診療日数《1 日～129 日》 6,200,000 円＋（71,000 円×実診療日数） ②診療日数《130 日～259 日》 6,200,000 円＋（77,000 円×実診療日数） ③診療日数《260 日以上》 6,200,000 円＋（87,000 円×実診療日数） （２）訪問看護による加算額 25,000 円×訪問看護日	2/3

5 要望書類の提出

（１）提出書類

対象者	提出書類
施設整備事業の活用を希望する者	（様式 1-1）、（様式 1-2）、（様式 1-3）
設備整備事業の活用を希望する者	（様式 1-1）、（様式 1-4） 見積書、当該設備のパンフレット等
地域への定着支援事業の活用を希望する者	（様式 1-1）、（様式 1-5）、（様式 1-6）

（様式 1-1）承継・開業支援事業総括表

- (様式 1-2) 施設整備事業総括表
- (様式 1-3) 事業費内訳書
- (様式 1-4) 設備整備総括表
- (様式 1-5) 地域への定着支援所要額明細書
- (様式 1-6) 地域への定着支援基準額算出調書

(2) 提出期限

令和 8 年 10 月 7 日 (水) 17:00 (締切厳守)

(3) 問い合わせ先・書類提出先 (電子メール)

※件名を「R9 診療所の承継・開業支援事業」とすること。

岡山県保健医療部医療政策課 重点医師偏在対策支援区域支援事業担当
iryo@pref.okayama.lg.jp

6 留意事項

- ・ 補助金の活用予定のある医療機関は、調査票を提出すること。調査票の提出があった医療機関に対し、交付申請の案内を行う。
- ・ 施設整備及び設備整備は 1 診療所あたり 1 回のみ申請が可能。
- ・ 補助対象経費や基準額等は、現時点で国から提示されている案であり、今後、基準額等の変更や要件の追加が生じる可能性がある。
- ・ 本事業は国及び県の予算の範囲内での実施であり、提出された事業計画に記載の要望額の全額、または一部を交付できない場合がある。
- ・ 本事業は岡山県地域医療対策協議会及び岡山県保険者協議会で支援対象として合意を得た診療所が対象となる。本事業の活用希望のあった診療所及び事業内容等については、両協議会において事業計画等が公開されるため、同意の上で必要書類を提出すること。
- ・ 「施設整備事業」は、承継・開業の一定期間後に採算性が見込まれる診療所を想定しており、診療圏の人口が 10 年後に 2,000 人程度を下回る見込みの診療所を支援対象とする場合は、へき地医療拠点病院からの巡回診療、オンライン診療等による対応も含め、岡山県医療対策協議会及び岡山県保険者協議会で協議を行う。
- ・ 「施設整備事業」「設備整備事業」は、県からの内示前に工事等の契約を締結すると補助の対象外となる。
- ・ 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産は、法令等により処分の制限を受けることとなるため、短期間での財産処分とならないよう、長期的な計画に基づいた整備とすること。なお、補助目的に反して処分することとなった場合は、原則として補助金を返還する必要がある。
- ・ 事業の契約手続については、「医療施設の施設整備に係る契約手続の取扱指針」又は「医療施設の設備整備に係る契約手続の取扱指針」に従い行うこととなる。

